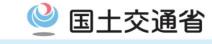
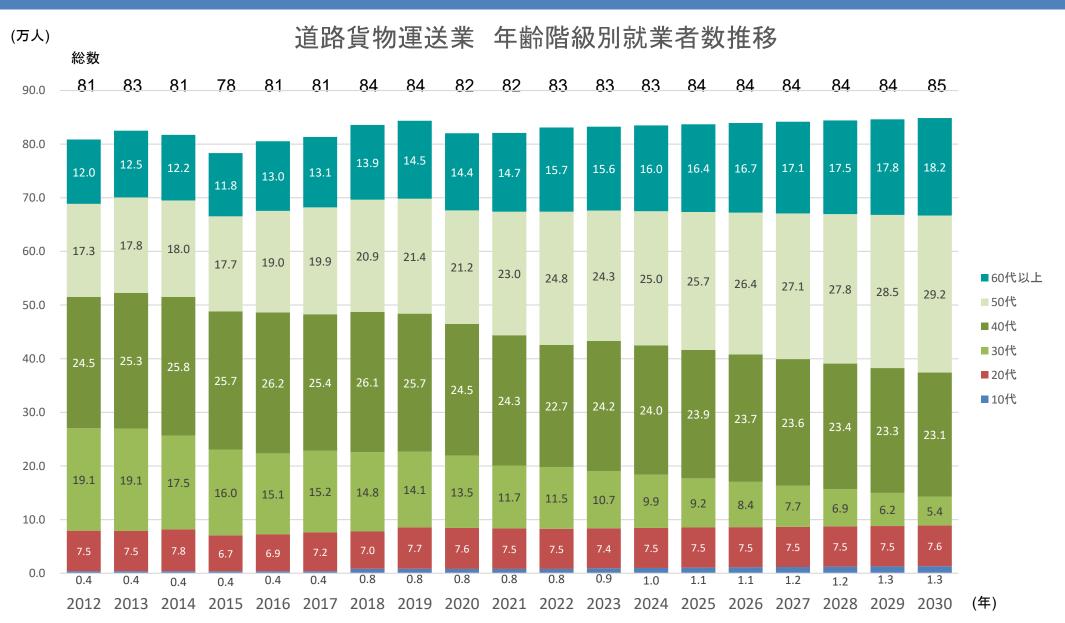
- 1 事前アンケートの結果について
- ② 最近のトピック (各省報道発表資料等)
- ③ 改正物流法の施行に向けた検討状況について
- 4 トラック法改正関係、多重化検討会について
- ⑤ トラック・物流 Gメンの活動について(四国合同パトロール等)
- 6 参考資料紹介
 - ⑥-1 事前にいただいた問題意識等
 - 6-2 トラック輸送の原価計算・標準的運賃・運賃交渉 関係資料
 - 6-3 中小物流事業者における物流業務のデジタル化 事例紹介

道路貨物運送業 年齢階級別就業者数の推移(一部予測値)



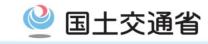
トラックドライバーは労働時間が長く、賃金が安く、人手不足で高年齢化が進行しています。



資料:総務省「労働力調査」より中国運輸局自動車交通部貨物課が作成。

[※]道路貨物運送業従業者数(総数)に年齢階級別構成比を乗じて計算。2023以降については過去の数字を元に回帰直線により推計。 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。 64

トラックドライバーの健康を守るためのルール(2024年4月~)



時間外労働上限規制のほかにも、これだけのルールが課せられています。

労働基準法

時間外労働上限規制:年間960時間以內

自働車運転者の労働時間の改善のための基準(改善基準告示)

拘束時間のルール 拘束時間…使用者に拘束されている時間(労働時間+休憩時間)

1日あたり:原則13時間以内(最大15時間。但し14時間超は週2回まで。長距離運行の場合も16時間超は週2回まで)

1ヶ月あたり: 284時間以内(労使協定により310時間まで延長可。但し年間上限を超えないこと)

1年あたり : 3,300時間以内(労使協定によっても3,400時間以内まで)

運転時間のルール

連続運転時間の上限 : 4時間(毎に30分の休憩を取る必要がある。)

1日あたりの運転時間の上限 : 2日を平均した1日あたり9時間以内

1週間あたりの運転時間の上限:2週間を平均した1週間あたり44時間以内

休息期間のルール 休息期間…使用者の拘束を受けない期間、労働者の自由な時間

1日あたりの運転時間の下限:基本11時間(継続9時間を下回らないこと。長距離運行の場合8時間以上は週2回まで)

※休息時間が9時間を下回る場合は、一運行(出庫~帰庫)終了後、継続して12時間の

休息を与えること。

休日労働のルール

休日労働回数の上限 : 2週について1回が限度

詳しくはオンライン 説明会アーカイブで



時間外労働の上限規制設定の経緯



長時間労働で稼ぎたいドライバーがいても、「誰でも働ける環境」を作るため上限規制が必要

労働政策審議会労働条件分科会での議論

- ·運輸·郵便業は他産業に比べ週労働時間60時間以上の雇用者の割合が特に高い。
- ・収入を確保しするために長時間労働によって収入を確保しようとする労働者がいるのも現状。
- ·しかし**労働者が入ってきやすい業界の環境を労使双方でつくり上げる**必要がある。
- ·鍵を握るのは商慣行の改善。 課題の解決に向けて、業界·企業の枠を超えた協力が不可欠。
- ·荷主企業の協力といった全体の対策も含めた取組が改善基準告示の遵守につながる。

労働政策審議会にて必要性確認

- ・人口減少社会において、誰でも働ける環境を整える必要がある。
- ・しかし日本の現状は長時間労働者が多く、健康の確保や仕事と家庭生活の両立が困難。
- ・「過労死ゼロ」、女性や高齢者が働きやすい社会の実現のため、<u>長時間労働是正が必要</u>。

働き方改革関連法(2018(平成30)年6月29日成立)で必要性明記(法案提出理由)

労働者がそれぞれの事情に応じた<u>多様な働き方を選択できる社会を実現</u>する働き方改革を推進するため <u>時間外労働の限度時間の設定</u>(略)等措置を講じる<u>必要</u>がある。

66

商慣行見直しに向けた執行力の強化(トラックGメンの設置)学



トラックGメンが設置され、荷主・元請事業者への監視体制を強化

関係省庁 (中企庁、公取委、厚労省)

トラック事業者

連携

情報収集

情報収集

トラック・物流Gメン

(本省·地方運輸局·支局)

Gメン調査員

(各都道県トラック協会)

全国総勢360名

連携 荷主所管省庁 (経産省、農水省等)

〈是正措置 荷主

元請トラック事業者

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し情報収集力を強化(2023年度~)

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」 制度※の執行力を強化(2023年度~)

トラック法に基づ

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長

「プッシュ型情報収集」

①ヒアリング(訪問・電話)

違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集

②パトロール (現場の状況確認)

違反原因行為をしている疑いのある<mark>荷主等の支店、荷捌き場周</mark> 辺など

- ③フォローアップ調査 (パトロール時に実施)
 - ・情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の 疑い等確認

「是正指導」

疑いのある荷主へ連絡 (荷主の本社・営業所へ連絡)



要請

働きかけ

ヒアリング実施 (関係省庁も同席)

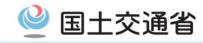
文書送付



- ✓ 支店等への違反原因行為の 事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整 等

- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の 実施を指示
- ′ その後のFU

等

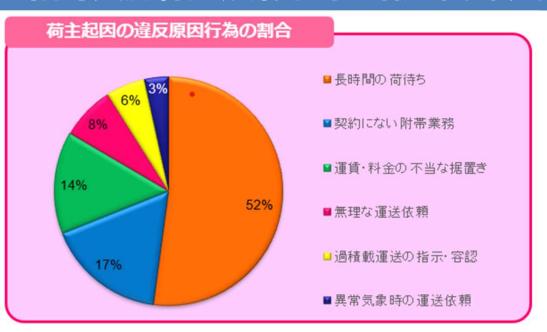


トラックGメン設置後、荷主等に対する是正指導実施件数が飛躍的に増加しました。

| 「是正指導」を実施した荷主数 | | | | | |
|----------------|---|-----|---------------------|--|--|
| 対応内容 | | 荷主数 | 内訳 | | |
| 霍力 | 告 | 2 | (荷主1、元請1件) | | |
| 要 | 請 | 175 | (荷主89、元請81、その他5) | | |
| 働きかけ | | 914 | (荷主611、元請281、その他22) | | |

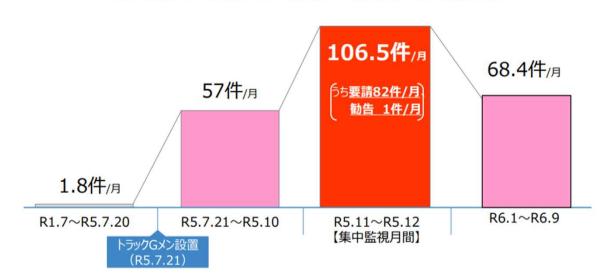
計1091件の法的措置を実施

(令和6年9月30日現在)



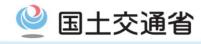
<月当たりの「是正指導」(働きかけ、要請、勧告)平均実施件数>

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



今般「是正指導」(働きかけ、 要請、勧告)の対象となった 荷主等についてはフォローアッ プを継続し、改善が図られな い場合は更なる法的措置の 実施も含め厳正に対処。

トラック・物流Gメンの働きかけ事例



運賃・料金の不当な据置き

運賃や燃料サーチャージ※について交渉しようとしても、荷主が応じない



異常気象時の運送依頼

大雪警報が発令されている状況でトラック事業者が運行不可と判断したにもかかわらず、配送を依頼された

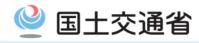


荷主とトラック事業者が交渉の場で話し合った結果、 **燃料サーチャージについて、全額支払うことで合意** し、契約を締結

- ※燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建 ての運賃として設定する制度。
 - (標準的運賃では軽油基準額120円/ℓ超の場合適用)

- ・マニュアルを見直し、配送先とも連携し、ドライバー の安全を最優先とした対応を行うことを改めて徹底
- ・予め荒天が予想される場合、トラック事業者の判断による運行の中止について配送先と連携し対応
- ※国交省は「異常気象時における措置の目安」をまとめ、荷主による無理な運送依頼があった場合は、国に通報するよう業界団体に通達

トラック・物流Gメンの働きかけ事例



過積載運送の指示・容認

積込直前に貨物量を増やすよう指示される

過積載運送の指示・容認 天井までスペースが空いてるじゃないか もう少し積めるよね? (はい… 実施

契約にない附帯作業

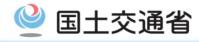
契約にない(トラック事業者が合意していない)附帯 作業をドライバーに指示する。



- ・協力会社と調整を図り、一部4t車両から大型車両へ変更(元請運送事業者が対応)
- ・積荷重量を把握できる配車システムを構築 (元 請運送事業者が対応)
- ※道路運送法58条の5第1項(荷主による過積載依頼の禁止)。同58条の5第2項(再発防止命令)。再発防止命令違反は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金。

- ・作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ 分けて契約を締結(元請運送事業者が対応)
- ※付帯作業の強要は、独禁法に基づく「物流特殊指定」 (告示)により禁じられている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、罰金が科せられる場合があります。

トラック・物流Gメンの要請事例



長時間の荷待ち

長時間の荷待ち発生により働きかけ実施。しかしその後に、再度荷待ち発生の情報

「積積込待ちがかなり長く、お昼に受付・待機しても夕方から夜頃の積込になる。」



発荷主において、改善計画に基づいた以下の各種取組を実施。

「入構時間の指定」、「出荷口の増設」、「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」など

全国のトラックGメン活動状況(令和6年9月30日現在)



全国のトラックGメンがトラック事業者の声を聞き、荷主等に対する是正指導を実施しています。

OトラックGメンの活動状況

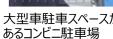
トラック事業者に対する 電話調査や訪問調査(全国)





トラックドライバーへのヒアリング (全国)







高速SA、PA

大型車駐車スペースが

荷主へのパトロール(荷待ち状況の現地確認等)(全国)





トラック事業者・荷主に対する 説明会





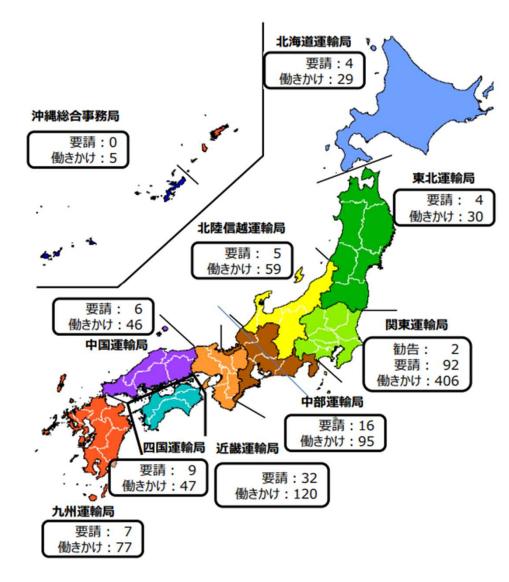


トラックGメンのチラシ配布(全国)



〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉

※数値は要請、働きかけが行われた、各ブロックに本社を有する荷主等の数



国土交通省トラック荷主特別対策室主催オンライン説明会国土交通省

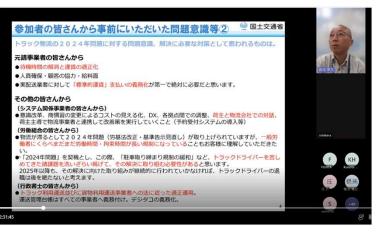
トラック事業者・荷主の相互理解に向けて、「何回も」、「わかりやすく」、「有益な情報を提供」

【第1回~第16回の累計参加者数】 延べ3,000名 全国からトラック、発着荷主他関係者が参加

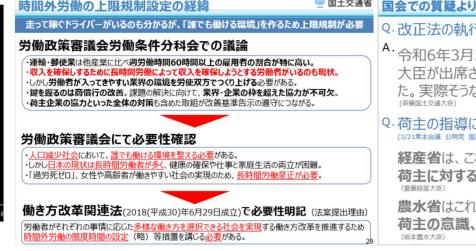
Gメンが毎月1回午前午後に実施







参加者から寄せられた問題意識を紹介し、共有するGメン。



Q. 改正法の執行体制は。(4/25會国交委立憲民主党小将議員) A. 令和6年3月21日の衆議院本会議で、経産大臣、農水大臣が出席されてしっかり3省連携していくという答弁があった。実際そうなるように国交省が頑張っていきたい。

Q. 荷主の指導に対する経産省、農水省の見解は。

経産省は、これまでも国交省、農水省と連携を進めてきた。 荷主に対する措置を一層強力に推進していく。

農水省はこれまでも国交省等と協力を推進してきた。 荷主の意識、行動の変革に積極的に取り組んでいく。 (版を提供人類)

参加者から寄せられた問題意識(一部)

- 着荷主の理解と協力が必要で、それを理解、納得させる術が必要(発荷主)。
- トラック集車が徐々に難しくなってきている(発・着荷主)。
- 受注量の増加により

 手配が

 困難になる事を

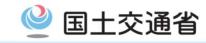
 怖れている

 (元請トラック

 事業者)。
- 各所で**積み残しが発生**する可能性が高い(物流システムベンダー)。
- 納入トラックと契約していないので荷待ちコントロール不可、発荷主の責任では(着荷主)。
- バース予約システム、予約枠の不足による配車担当者の早出対応 (発荷主)
- 小規模着荷主での附帯作業要求に苦慮。説得しているが理解されない(発荷主)。

№ 国土交通省

荷主の事務所、物流拠点に対する「荷主等パトロール」の実施



積極的にパトロールを実施し、労働環境改善と適正運賃収受への理解を呼びかけています。



パトロール先拠点数約2,200か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。 (R5.7.21~R6.11.30全国の実績)

(実施例)

- ●荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
- ・違反原因行為の防止を呼びかけ
- ・荷待ち状況の実態確認
- ・運賃交渉への誠意を持った対応を要請
- ・要請を受けた荷主等の改善状況を確認
- ・オンライン説明会への参加を呼びかけ

違反原因行為の例

常態的な長時間の荷待ち



無理な運行依頼

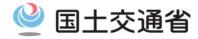


運賃・料金の不当な据置き



契約にない附帯業務





荷主等へのアポなし訪問・説明





荷主等をアポなしで訪問し、オンライン説明会、2024年問題解決に向けた荷主の協力の必要性などについて説明。

荷待ち、附帯作業等の現状確認・指導





荷主の拠点等現場に出向き、荷待ち、契約にない附帯業務等の有無や程度について確認。

荷主への指摘、要請対象のフォローアップ





違反原因行為の疑いが現認された場合は、認識を確認の上指摘。また要請を受けた荷主の現場で改善状況の確認も行う。

トラックドライバーへのヒアリング

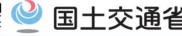




高速道路SA,PA。道の駅、コンビニ、自動車事故対策機構 (NASVA)などで運転者の話を聞き、情報提供を呼びかけ。

目安箱はコチラニ

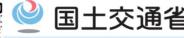




| No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 | No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------|----|-------|---------------------|-----------------------------|
| 1 | 物流・自動車局 | 貨物流通事業課 | 03-5253-8575 | 12 | 東北運輸局 | 福島運輸支局 輸送·監査部門 | 024-546-0345 (ガイダンス番号:3) |
| 2 | | 自動車交通部貨物課 | 011-290-2743 | 13 | | 岩手運輸支局 輸送·監査部門 | 019-638-2154 (ガイダンス番号:3) |
| 3 | | 札幌運輸支局 輸送・監査担当 | 011-731-7167 | 14 | | 青森運輸支局 輸送·監査部門 | 017-739-1501 (ガイダンス番号:3) |
| 4 | | 函館運輸支局 輸送·監査担当 | 0138-49-8863 | 15 | | 山形運輸支局 輸送·監査部門 | 023-686-4711 (ガイダンス番号:3) |
| 5 | 北海洋海熱兒 | 旭川運輸支局 輸送・監査担当 | 0166-51-5272 | 16 | | 秋田運輸支局 輸送·監査部門 | 018-863-5811 (ガイダンス番号:3) |
| 6 | 北海道運輸局 | 室蘭運輸支局 輸送·監査担当 | 0143-44-3012 | 17 | | 自動車交通部貨物課 | 045-211-7248 |
| 7 | | 釧路運輸支局 輸送·監査担当 | 0154-51-2514 | 18 | | 東京運輸支局 輸送担当 | 03-3458-9231 (ガイダンス番号:1) |
| 8 | | 帯広運輸支局 企画輸送・監査担当 | 0155-33-3286 | 19 | 即声浑松已 | 神奈川運輸支局 輸送担当 | 045-939-6800 (ガイダンス番号:1) |
| 9 | | 北見運輸支局 企画輸送·監査担当 | 0157-24-7631 | 20 | 関東運輸局 | 埼玉運輸支局 輸送·監査担当 | 048-624-1835 (ガイダンス番号:3) |
| 10 | 市北海岭 民 | 自動車交通部貨物課 | 022-791-7531 | 21 | | 群馬運輸支局 企画輸送·監査担当 | 027-263-4440 (ガイダンス番号:1) |
| 11 | 東北運輸局 | 宮城運輸支局 輸送·監査部門 | 022-235-2517 (ガイダンス番号:3) | 22 | | 千葉運輸支局 輸送·監査担当 | 043-242-7336 (ガイダンス番号:2) |

目安箱はコチラゴ



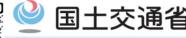


| No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 | No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 |
|----|---------|---------------------|-----------------------------|----|-----------|---------------------|-----------------------------|
| 23 | | 茨城運輸支局 輸送·監査担当 | 029-247-5348 (ガイダンス番号:1) | 34 | | 岐阜運輸支局 輸送・監査担当 | 058-279-3714 |
| 24 | 関東運輸局 | 栃木運輸支局 企画輸送·監査担当 | 028-658-7011 | 35 | 中部運輸局 | 三重運輸支局 輸送·監査担当 | 059-234-8411 |
| 25 | | 山梨運輸支局 企画輸送·監査担当 | 055-261-0880 (ガイダンス番号:1) | 36 | | 福井運輸支局 輸送·監査担当 | 0776-34-1602 |
| 26 | | 自動車交通部貨物課 | 025-285-9154 | 37 | | 自動車交通部貨物課 | 06-6949-6447 |
| 27 | | 新潟運輸支局 輸送·監査部門 | 025-285-3124 | 38 | | 大阪運輸支局 輸送部門 | 072-822-6733 (ガイダンス番号:1) |
| 28 | 北陸信越運輸局 | 長野運輸支局 輸送·監査部門 | 026-243-4642 | 39 | 近畿運輸局 | 京都運輸支局 輸送·監査部門 | 075-681-9765 (ガイダンス番号:4) |
| 29 | | 石川運輸支局 輸送·監査部門 | 076-208-6000 (ガイダンス番号:1) | 40 | 火酸 | 奈良運輸支局 企画輸送·監査部門 | 0743-59-2151 (ガイダンス番号:4) |
| 30 | | 富山運輸支局 輸送·監査部門 | 076-415-0111 | 41 | | 滋賀運輸支局 企画輸送·監査部門 | 077-585-7253 |
| 31 | | 自動車交通部貨物課 | 052-952-8037 | 42 | | 和歌山運輸支局 輸送·監査部門 | 073-422-2138 |
| 32 | 中部運輸局 | 愛知運輸支局 輸送担当 | 052-351-5312 | 43 | 神戸運輸監理部 | 兵庫陸運部輸送部門 | 078-453-1104 (ガイダンス番号:5) |
| 33 | | 静岡運輸支局 輸送·監査担当 | 054-261-1191 | | | | |

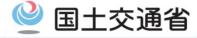
トラック・物流Gメン相談窓口③

目安箱はコチラゴ





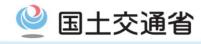
| No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 | No | 担当部局 | 担当部課· 運輸支局担当部署 | 電話番号 |
|----|-------|---------------------|--------------|----|---------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 44 | | 自動車交通部貨物課 | 082-228-3438 | 55 | 九州運輸局 | 自動車交通部貨物課 | 092-472-2528 |
| 45 | | 広島運輸支局 輸送·監査担当 | 082-233-9167 | 56 | | 福岡運輸支局 輸送部門 | 092-673-1191 (ガイダンス番号:1) |
| 46 | 中国海岭已 | 鳥取運輸支局 輸送·監査担当 | 0857-22-4120 | 57 | | 佐賀運輸支局 企画輸送·監査部門 | 0952-30-7271 (ガイダンス番号:1) |
| 47 | 中国運輸局 | 島根運輸支局 輸送·監査担当 | 0852-37-1311 | 58 | | 長崎運輸支局 輸送・監査部門 | 095-839-4747 (ガイダンス番号:2) |
| 48 | | 岡山運輸支局 輸送·監査担当 | 086-286-8122 | 59 | | 熊本運輸支局 輸送·監査部門 | 096-369-3155 (ガイダンス番号:3) |
| 49 | | 山口運輸支局 輸送·監査担当 | 083-922-5336 | 60 | | 大分運輸支局 輸送·監査部門 | 097-558-2107 (ガイダンス番号:3) |
| 50 | | 自動車交通部貨物課 | 087-802-6773 | 61 | | 宮崎運輸支局 輸送·監査部門 | 0985-51-3952 (ガイダンス番号:2) |
| 51 | | 香川運輸支局 企画輸送·監査部門 | 087-882-1357 | 62 | | 鹿児島運輸支局 輸送・監査部門 | 099-261-9192 (ガイダンス番号:3) |
| 52 | 四国運輸局 | 徳島運輸支局 輸送・監査部門 | 088-641-4811 | 63 | 沖縄総合事務局 | 運輸部陸上交通部 | 098-866-1836 |
| 53 | | 愛媛運輸支局 輸送·監査部門 | 089-956-1563 | 64 | | 陸運事務所輸送部門 | 098-877-5140 |
| 54 | | 高知運輸支局 輸送·監査部門 | 088-866-7311 | | | 貨物利用運送事業者向 iko_riyou@gxb.mlit. | |



四国・中国合同パトロール(in香川)

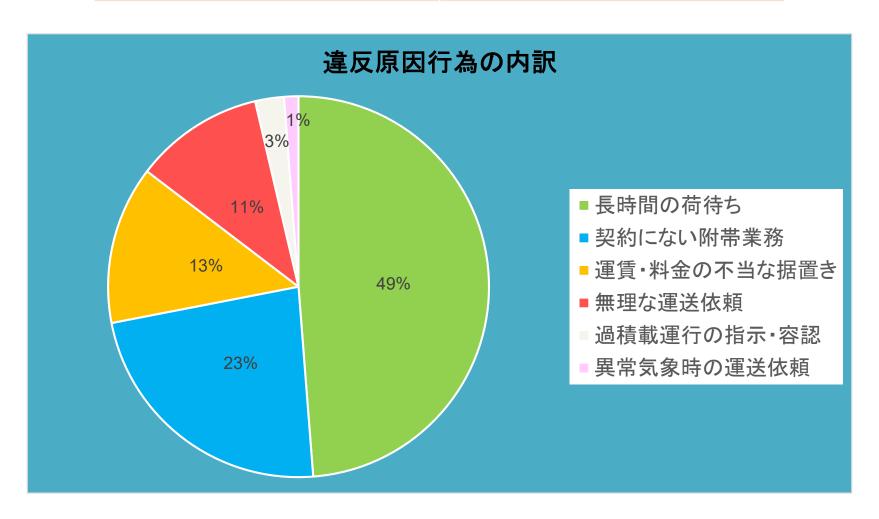
国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 令和6年12月18日

四国運輸局の活動実績(令和6年11月末現在)



法的措置の実施状況

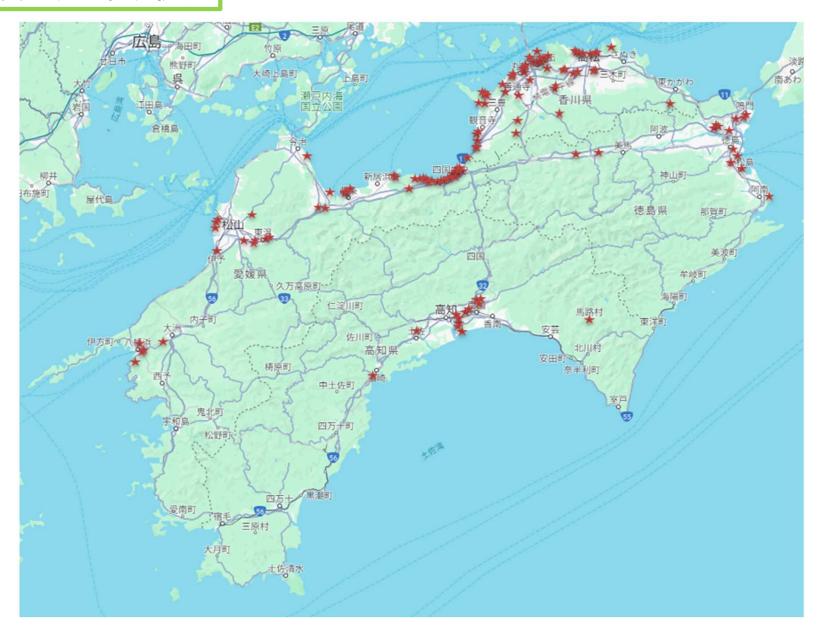
| 要請 | 働きかけ |
|----|------|
| 10 | 59 |

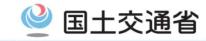


四国運輸局の活動実績(令和6年11月末現在)



現地調査済み物流拠点





①「過積載の根絶街頭キャンペーン」に併せて、周知活動を実施



②高速SA・PAでドライバーへの情報収集を実施





合同パトロールの狙い

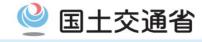
- ①法的措置(要請・働きかけ)済み物流拠点に対する改善状況の確認
- ②中国地方の運送会社も出入りしている物流拠点の現状確認

→ 1) ② 全て抜き打ちで実施

パトロールエリア

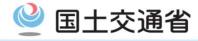
香川県中西讃地域





| パトロール対象 | 違反原因行為 |
|-------------|------------------|
| A社(中讃地区倉庫) | 荷待ち |
| B社(中讃地区卸売業) | 荷待ち、附帯業務 |
| C社(中讃地区製造業) | 荷待ち |
| D社(中讃地区卸売業) | 荷待ち、附帯業務 |
| E社(西讃地区工場) | 荷待ち |
| F社(西讃地区卸売業) | 荷待ち、附帯業務 |
| G社(中讃地区小売業) | 運賃・料金の不当な据置き(疑い) |

啓発目的のパトロール・ドライバーヒアリングも実施



| パトロール先対応 | 事業者数 |
|----------|------|
| 面談 | 8 |
| 資料のみの配付 | 0 |
| 門前払い | 1 |

- ※面談のうち、2社は啓発目的のパトロール
- ※門前払いはG社







法的措置後の各社の対応について



A社(中讃地区倉庫) 荷待ち

- ・令和6年10月から予約システム稼働
- 路上待機が発生していたので、待機場の案内を徹底
- ・路上駐車禁止の注意書きを記載したコーンの設置やチラシも配布

B社(中讃地区卸売業) 荷待ち・附帯業務

- ・令和7年1月の予約システム稼働に向けて周知中
- ・荷物量の平準化に注力
- ・検品レスの拡大
- ・リフトマンを含む庫内作業員を大幅に増員

法的措置後の各社の対応について



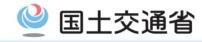
C社(中讃地区製造業) 荷待ち

- ・令和6年4月より予約システム導入システム利用率100%(予約枠は30分ごと)
- ・早朝対応のリフトマンを増員
- 物量が多くなり、待機が発生する場合に備えて外部倉庫を増やした

D社(中讃地区卸売業) 荷待ち・附帯業務

- ・令和6年12月から受付・予約システムを試験導入中
- •令和7年以降本格実施
- •納品ル―ルの周知を徹底

法的措置後の各社の対応について

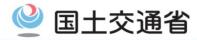


E社(西讃地区工場) 荷待ち

- ・入場時刻と退場時刻をドライバーに記入してもらい管理 記録は本社にも共有
- ・アイドリングストップに関する構内ルールについてドライバーに周知
- •荷物が多い時期はリフトマンを増やした
- •運送事業者の協議の場を設けることを検討中

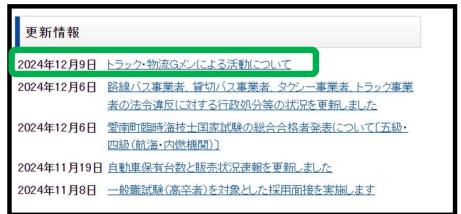
F社(西讃地区卸売業) 荷待ち・附帯業務

- ・予約システムの利用率が約20%アップ
- •荷物量が多いときは対応できるバースを増やした
- •庫内作業員を増員
- ・ドライバーにやってもらっていた附帯業務をできる限り自社で実施
- ・パレット化推進のためにメーカーとも協議中



- 各物流拠点が改善に向けて取り組みを進めていることが確認できた。
- ・法的措置を実施するだけで終わることなく、違反原因行為の解消に向けて継続的に 行政として対応していく





四国運輸局ホームページ